

公租公課徴収業務顧問契約書 (非対面型)

(以下「甲」という。)は、銀座社会保険労務士法人代表社員吉国 智彦(以下「乙」という。)と以下の業務について顧問契約を締結するものとする。

第1条 甲は、乙から次の事項について、電話、FAX、メールによって乙から第1号の指導及び助言又は第2号及び第3号の情報提供が受けられるものとする。

- (1) 公租公課徴収業務に関する実務及び法律相談をすること、若しくはその業務遂行の確認、指導助言を受けること。
- (2) 必要に応じて、甲からの申し出による徴収業務に必要とする各種の情報。
- (3) 銀座社会保険労務士法人の提供する徴収奥義の提出。

2 甲は、乙へ第1項の相談、確認、助言以外にこれらの個別対応、事務手続き又は研修講師を委託することができ、その場合の乙へ報酬は、別途、協議する。

第2条 乙は、徴収奥義を月2回メール又は郵送により無償で提供する。

2 第1項において、郵送を希望するときは、甲は、予め4,800円を乙へ支払うものとする。

第3条 契約日及び契約期間は、平成30年 月 日より起算して1年とし、甲又は乙から申し出がない限り自動更新とする。

第4条 上記業務に係る報酬額は金30,000円(月額・消費税別)とする。

2 乙に対する報酬支払における振込手数料は、甲の負担とする。

3 乙への支払は、前月分について甲における所定の支払日をもってする。

第5条 この契約について、甲又は乙から契約解除又は契約内容の変更を求めるときは、1か月前に申し出をするものとする。

上記の契約を証するため、本書2通を作成のうえ、甲乙が署名又は記名押印のうえ、各1通を所持するものとする。

平成 年 月 日

甲
住所
名称

印

乙
住所 周南市銀南街21 銀南ビル2階
名称 銀座社会保険労務士法人
代表社員 吉国 智彦

印

銀座社会保険労務士法人